

8 税額控除の種類

税額控除とは、算出された住民税額のうち所得割額から直接差し引かれるものです。

主な税額控除は、以下のとおりです。

(1) 調整控除

平成 19 年の税源移譲に伴い、所得税率と住民税率の改定が行われました。

これにより、納税者の負担が増えないように住民税と所得税の人的控除(基礎控除や扶養控除等)の差に応じて、一定の金額を所得割から控除するものです。

合計課税所得金額が 200 万円以下の場合	次のうち、いずれか少ない金額の 5%(市民税 3%、県民税 2%)を控除します。 ・人的控除額の差の合計額 ・合計課税所得金額 ※1
合計課税所得金額が 200 万円超の場合	次の計算式で算出される金額の 5%(市民税 3%、県民税 2%)を控除します。 人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 2,000,000 円) 【注】金額が 2,500 円未満の場合は 2,500 円(市民税 1,500 円、 県民税 1,000 円)を控除します。

【※1】合計課税所得金額とは、課税総所得金額・課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額をいいます。課税長期譲渡所得金額等の申告分離課税に係る課税所得金額は含みません。

【注】合計所得金額が 2,500 万円を超える方は調整控除の適用はありません。

≪参考≫ 人的控除額の比較表

種類		※3 差額
寡婦控除		10,000円
ひとり親控除		※2 50,000円
勤労学生控除		10,000円
障害者控除	普通	10,000円
	特別	100,000円
	同居特別障害者	220,000円
扶養控除	一般	50,000円
	特定	180,000円
	老人	100,000円
	同居老親	130,000円
基礎控除		50,000円

【※2】ひとり親控除の対象者が男性の場合は10,000円です(令和2年度分までの控除額の差により計算された額)。

【※3】税源移譲時前の控除額の差により算出された額です。

配偶者控除の比較表

種類	納税義務者の 合計所得金額	控除額
		差額
70歳未満の 配偶者 (昭和31年1月2日 以降に生まれた方)	～9,000,000円	50,000円
	9,000,001円～9,500,000円	40,000円
	9,500,001円～10,000,000円	20,000円
70歳以上の 配偶者 (昭和31年1月1日 以前に生まれた方)	～9,000,000円	100,000円
	9,000,001円～9,500,000円	60,000円
	9,500,001円～10,000,000円	30,000円

配偶者特別控除の比較表 ※1

配偶者の 合計所得金額	納税義務者の 合計所得金額	控除額
		差額
480,001円 ～499,999円	～9,000,000円	50,000円
	9,000,001円～9,500,000円	40,000円
	9,500,001円～10,000,000円	20,000円
500,000円 ～549,999円	～9,000,000円	30,000円
	9,000,001円～9,500,000円	20,000円
	9,500,001円～10,000,000円	10,000円
550,000円 ～950,000円	～9,000,000円	なし ※2
	9,000,001円～9,500,000円	
	9,500,001円～10,000,000円	
950,001円 ～1,000,000円	～9,000,000円	
	9,000,001円～9,500,000円	
	9,500,001円～10,000,000円	

【※1】令和8年度においては配偶者の所得が580,001円以上の場合に配偶者控除特別控除が適用になるため人的控除の差はありません。

【※2】配偶者の合計所得金額が500,000円以上の人的控除額の差は、平成30年度分までの配偶者控除・配偶者特別控除の税制改正以前の控除額の差により計算された額です。

(2) 配当控除

配当所得がある場合は、次の計算により求めた配当控除が差し引かれます。

$$\text{配当控除額} = \text{配当所得の金額} \times \text{下表の控除率}$$

種類		課税所得金額	1,000万円以下の部分			1,000万円超の部分		
			市民税	県民税	所得税	市民税	県民税	所得税
利益の配当等			1.6%	1.2%	10%	0.8%	0.6%	5%
証券投資 信託等	一般外貨建等証券投資信託 以外		0.8%	0.6%	5%	0.4%	0.3%	2.5%
	一般外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	2.5%	0.2%	0.15%	1.25%

【注】総合課税でのみ適用されます。

【注】外国法人からの配当等や特定外貨建等証券投資信託等の配当所得については、配当控除の適用がありません。

(3) 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

住宅ローン等を利用して、マイホームの新築・購入・増改築等を行い、平成21年1月～令和7年12月未までに入居した方で、前年の所得税において控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合は、一定の方法により算出した金額が所得割から控除されます。

対象者	次の①と②の条件をともに満たす方 ①平成21年1月～令和7年12月未までに入居した方 ②所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の対象となる方
計算方法	次の(ア)と(イ)のいずれか小さい額を控除します。 (ア)住宅ローン控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額 (イ)下表で計算した金額【注1】
控除期間	10年 もしくは 13年【注2】

【注1】(イ)の金額は入居した年月によって下表のとおりとなります。

	A	B	C
入居した年月	平成21年1月 ～平成26年3月	平成26年4月 ～令和3年12月 ※1 ※4	令和4年1月 ～令和7年12月 ※2 ※3 ※4
(イ)の控除額	所得税の課税総所得金額等 ×5% (最高97,500円)	所得税の課税総所得金額等 ×7% (最高136,500円)	所得税の課税総所得金額等 ×5% (最高97,500円)

【※1】消費税5%以下で契約した場合は、Aの控除限度額となります。

【※2】令和4年中に入居した方のうち、消費税10%かつ一定期間内(新築の場合は令和2年10

月から令和3年9月末まで、分譲住宅、中古住宅の取得、増改築等の場合は令和2年12月から令和3年11月末までに住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、Bの控除限度額となります。

【※3】 令和6年1月1日以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は住宅ローン控除の対象外となります。

【※4】 所得税の基礎控除の改正に伴い、平成28年から令和7年までに入居した場合は所得税の課税総所得金額等に所得税の基礎控除額から48万円を差し引いた額を加算した額に5%又は7%を掛けた額となります。

【注2】控除期間は入居した年月などによって下表のとおりとなります。

入居した年月	平成21年1月 ～令和元年9月	令和元年10月 ～令和2年12月		令和3年1月 ～令和3年12月	
控除期間	10年	消費税10% で契約 13年	左記以外 10年	消費税10%で 契約かつ (※4)を満たす 13年	左記以外 10年

【※4】新築住宅の場合は令和2年10月から令和3年9月末までに契約

分譲住宅・中古住宅、増改築等の場合は令和2年12月から令和3年11月末までに契約

入居した年月	令和4年1月 ～令和5年12月		令和6年1月 ～令和7年12月	
住宅の種類	・一定の省エネ基準 を満たす新築住宅等 ・その他新築住宅	既存 住宅	一定の省エネ基準 を満たす新築住宅等	・その他新築住宅 ・既存住宅
控除期間	13年	10年	13年	10年

(4) 外国税額控除

外国の住民税や所得税が課税されたときは、次の計算により求めた外国税額控除が差し引かれます。具体的には、所得税において外国税額控除が行われた場合に、所得税で控除しきれない額があるときは、住民税のうち県民税の所得割から控除し、さらに控除しきれない額があるときは、市民税の所得割から控除します。

住民税、所得税の控除限度額は次のとおりです。

税区分		控除限度額
住民税	県民税	所得税控除限度額×12%
	市民税	所得税控除限度額×18%
所得税		その年分の所得税額 × その年分の国外所得総額 ÷ その年分の所得総額

(5) 配当割

一定の上場株式等の配当等所得に対しては、県民税配当割として、配当等の支払いの際に、5%の税率により県民税が特別徴収されます。(このほかに所得税15%及び復興特別所得税 0.315%も特別徴収されます。)

この配当等の所得は、申告しなくてもよいこととされていますが、申告をすることにより所得割が新たに課税される場合は、所得割から配当割が控除されます。また、控除しきれない金額がある場合や、申告をしても所得割が課税されない場合は、均等割・森林環境税(国税)に充当・委託納付または還付されます。

上場株式等の配当等所得の申告課税については、47 ページを参照してください。

(6) 株式等譲渡所得割

源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得に対しては、県民税株式等譲渡所得割として、支払いを受ける際に、5%の税率により県民税が特別徴収されます。(このほかに所得税15%及び復興特別所得税 0.315%も特別徴収されます。)

この譲渡に係る所得は、申告しなくてもよいこととされていますが、申告をすることにより所得割が新たに課税される場合は、所得割から株式等譲渡所得割が控除されます。また、控除しきれない金額がある場合や、申告をしても所得割が課税されない場合は、均等割・森林環境税(国税)に充当・委託納付または還付されます。

上場株式等の譲渡所得等の申告課税については、47 ページを参照してください。

(7) 寄附金税額控除

次の団体に対して寄附金を支払った場合に、寄附金税額控除の適用を受けることができます。

税区分	寄附先	控除額
住民税	都道府県・市区町村 (いわゆる「ふるさと納税」)	41 ページを参照してください。
	埼玉県共同募金会 日本赤十字社埼玉支部 都道府県・市区町村(ふるさと納税特例 控除対象外)	(寄附金額の合計額×5 - 2,000 円) ×10%(市民税 6%・県民税 4%)
	埼玉県が条例で指定する団体※6	(寄附金額の合計額×5 - 2,000 円) ×4%(県民税)
	上尾市が条例で指定する団体※6	(寄附金額の合計額×5 - 2,000 円) ×6%(市民税)

【※5】総所得金額等の 30%が限度です。

【※6】指定する団体は、下記ホームページをご覧ください

「市ホームページ」の「寄附金税額控除(市民税)の対象となる法人の一覧」
<https://www.city.ageo.lg.jp/page/32-joureishiteikihukin.html>



「県ホームページ」の「寄附金税制について(条例で指定する法人に対するもの)」
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kifukinzeisei/index.html>



《参考》所得税での寄附金税額控除

税区分	寄附先	控除額
所得税	政党等 政党又は政治資金団体に対する政治活動に関する寄附金で一定のもの	(その年中に支払った政党等に対する寄附金の額の合計額※－2,000円)×30%＝政党等寄附金特別控除(ア)
	認定 NPO 法人等 認定 NPO 法人等に対する寄附金	(その年中に支払った認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額※－2,000円)×40%＝認定 NPO 法人等寄附金特別控除(イ)
	公益社団法人等 公益社団法人、公益財団法人、学校法人等、社会福祉法人、更生保護法人、国立大学法人、公立大学法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすもの	(その年中に支払った公益社団法人等に対する寄附金の額の合計額※－2,000円)×40%＝公益社団法人等寄附金特別控除(ウ)

【※】総所得金額等の 40%相当額が限度です。

【注】(ア)の特別控除額はその年分の所得税額の 25%相当額が限度です。また、(イ)及び(ウ)の特別控除額の合計額はその年分の所得税額の 25%相当額が限度です。

【注】所得控除もしくは税額控除のどちらか有利な方を選ぶことができます。

【注】算式中の 2,000 円は、寄附金控除と寄附金税額控除を合わせた金額です。